

(3) 生活指導・進路指導

ア 生活指導

- ・いじめ、不登校の早期発見、早期対応、早期解消に向け、スクールカウンセラー等と連携し相談機能の充実を図る。また、必要に応じて開かれるいじめ防止対策委員会で、指導方針の共通理解を図ると共に、早期対応・早期解消に努める。
- ・命の週間に、9月にいづれ週間を設定し、担任以外にも相談できる機会を作る。
- ・年2回(6月、12月)にアセスを実施する。スクールカウンセラーと連携し、児童一人一人の学級での適応感を把握し、学級経営や不登校、いじめの未然防止に生かす。
- ・「SNS清明ルール」を活用し、保護者と連携してインターネットやSNS、タブレット端末の適切な利用方法について理解を図る。

イ 進路指導

- ・キャリア教育年間指導計画に従い、各教科や領域等を通し、また、地域との連携を図った体験学習等を通して、特に自己理解・自己管理能力の育成を図る。
- ・特別活動を要として全学年で取り組む、キャリアパスポートを通して、自身の変容や成長を振り返り、キャリア形成を行う。

(4) 特別な配慮を必要とする児童への指導

ア 特別支援教育の充実に関わること

- ・教師間における指導方法の共通理解を図り、ユニバーサル・デザインを取り入れた授業改善に取り組み、児童ができる喜びと分かる楽しさを実感できる指導を推進する。
- ・特別支援コーディネーターを中心として、月1回の校内委員会を実施し、特別支援教室の担当教員が通常級の担任等に対し支援の仕方等について情報の共有化を図り、一貫した指導体制を作る。

イ 帰国児童や外国人児童の学校生活への適応や日本語の習得に関わること

- ・外国人児童教育コーディネーターを中心に、担任等と連携し、外国人児童が授業内容を理解できるよう助言・協力を行う。また、保護者と円滑にコミュニケーションが取れるようサポートする。

ウ 不登校児童への配慮に関わること

- ・連続して3日以上欠席等の場合は担任が家庭に連絡をし、状況を丁寧に把握し、必要に応じて相談を行う。教育相談担当教師を中心に月に1回スクールカウンセラーを交えて不登校対策委員会を開き、支援の仕方等について検討し、家庭や関係機関と連携をとり、組織的に対応する。
- ・不登校傾向の児童が学生ボランティアと関りながら課題に取り組む、「居場所」を準備し、安心して登校できるようにする。
- ・「不登校用個別指導計画」を活用し、確実な引継ぎを行う。